

# (仮称)磐田市協働のまちづくり基本条例 骨子について (事務局案)

令和2年10月28日 第2回 条例策定検討委員会

## 1. 条例を改正する背景と理由

- 人口減少、少子高齢化が進む中で、高齢者のみの世帯や単身世帯が増えている。また、子育て世代における共働き世帯、定年を過ぎても働き続ける高齢者も増えている。
- 市民の生活様式や価値観の多様化により、地域活動の担い手不足、地域力の低下が危惧され、これまでの仕組みでは、地域活動が維持できないところが出てきている。
- 地域が抱える課題に対応していくためには、行政サービスだけでは困難になってきていることから、地域住民が実情に合ったまちづくりを推進する必要がある。

## 2. 条例の構成

旧	新
前文	前文
目的	目的
定義	定義
基本理念	基本理念
市民の役割	市民の役割
—	自治会の役割【新設】
—	地域づくり協議会の役割【新設】
市民活動団体の役割	市民活動団体の役割
事業者の役割	事業者の役割
市の役割	市の役割
市の施策	市の施策
—	人材の確保と育成【新設】
推進委員会の設置	推進委員会の設置
委任	委任

### 3. 改正（案）の概要

No.	改正箇所	改正内容
1	条例名	条例名を改正する。
2	前文 【改正】	<p>以下の内容を踏まえ全文改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人口減少、少子高齢化が進む中で、高齢者のみの世帯や単身世帯が増えている。</li> <li>○子育て世代における共働き世帯、定年を過ぎても働き続ける高齢者も増えている。</li> <li>○市民の生活様式や価値観の多様化により、地域活動の担い手不足、地域力の低下が危惧され、これまでの仕組みでは、地域活動が維持できないところが出てきている。</li> <li>○地域が抱える課題に対応していくためには、行政サービスだけでは困難になってきていることから、地域住民が実情に合ったまちづくりを推進する必要がある。</li> <li>○これからは、市民一人ひとりが、「自らのまちは自らの手で」という意識のもと、まちづくりに関心を持ち、主体的に取り組む必要がある。</li> <li>○市民活動団体などの取組に加え、地域の多様な人材や特性を生かし、地域が抱える課題を解決するとともに、地域の魅力の向上に取り組む体制を将来にわたって整える必要がある。</li> <li>○自治会をはじめ様々な団体で構成する地域づくり協議会が設立され、地域活動が持続可能なものとする体制づくりが進められている。</li> <li>○私たちは、市民一人ひとりが主体となり、互いに支え合い、元気と笑顔があふれる、より良い地域社会の実現を目指すため、この条例を制定する。</li> </ul>
3	目的 第1条 【改正】	<p>以下のとおり改正する。</p> <p>◇<u>市民自治によるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体、事業者及び市の役割並びに相互の関係を明らかにしてその推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄与する。</u></p>

No.	改正箇所	改正内容
4	定義 第2条 【追加】	以下の定義を追加する。 ◇まちづくり 社会の課題の解決を図り、より良い社会を形成すること。 ◇市民自治 市民が主体的な活動又は協働により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むこと。 ◇自治会 地方自治法第260条の2第1項に規定する一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。 ◇地域づくり協議会 おおむね小学校区又は中学校区の地域で活動する団体及び個人で構成されている住民組織。
5	基本理念 第3条【改正】	以下の内容を踏まえ改正する。 ◇市民は、 <u>市民活動に関心を持ち、自主的に参加する。</u> ◇市民等及び市は、 <u>互いに協働して市民活動に取り組む。</u>
6	市民の役割 第4条【改正】	以下の内容を改正する。 ◇ <u>市民は、自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の活動の重要性を理解し、それに参加又は協力するよう努める。</u> ◇ <u>地域社会の課題を、市民等及び市へ発信する機会の活用に努める。</u>
7	自治会の役割 【新設】	以下のとおり新設する。 ◇自治会は、その区域での活動を基本とし、住民相互の交流及び親睦を深める活動に努める。 ◇自治会は、地域づくり協議会及び市と連携し、区域の課題の解決に取り組むよう努める。 ◇自治会は、地域づくり協議会を構成する中心的な団体として、地域づくり協議会が行う活動への理解及び協力に努める。 ◇自治会は、活動に関する情報を発信するよう努めるとともに、地域づくり協議会の活動に関する情報を住民へ伝達する。

No.	改正箇所	改正内容
8	地域づくり協議会の役割 【新設】	以下のとおり新設する。 ◇地域づくり協議会は、地域における課題の解決に努めるとともに、地域の魅力の向上に努める。 ◇地域づくり協議会は、構成する団体及び個人が、それぞれの活動をより効率的かつ効果的に行うことができるように、情報を共有するための環境づくりに努める。 ◇地域づくり協議会は、地域における課題を調査把握し、活動の方針や内容等を定めた地域の計画を策定に努める。 ◇地域づくり協議会は、市や他の市民活動団体と連携して、地域の実情にあったまちづくりに努める。 ◇地域づくり協議会は、市民等へ活動に関する情報を発信するよう努める。
9	市民活動団体の役割 第5条【追加】	以下の内容を追加する。 ◇市民活動団体は、 <u>市民等及び市と連携するよう努める。</u>
10	事業者の役割 第6条【追加】	以下のとおり追加する。 ◇事業者は、 <u>従業員が居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努める。</u>
11	市の役割 第7条 【改正】	以下のとおり改正する。 ◇市は、 <u>市民自治によるまちづくりの推進に資する基本的かつ総合的な施策を実施する。</u> ◇市は、 <u>市民自治によるまちづくりが円滑に推進されるよう、必要な情報を積極的に提供する。</u>
12	市の施策 第8条 【改正】	以下の内容を改正する。 ◇市は、 <u>市民自治によるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策について、市民等と協力し、取り組む。</u> ◇ <u>市民自治の意識の醸成及び啓発。</u> ◇ <u>市民自治によるまちづくりを担う人材育成。</u> ◇ <u>自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の財政支援。</u> ◇ <u>自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の活動拠点の支援</u>

No.	改正箇所	改正内容
13	人材の確保と 育成 <b>【新設】</b>	以下のとおり新設する。 ◇自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体は、まちづくりを推進する人材の確保と育成をするため、次のことに取り組む。 ◇自主的かつ主体的に活動を推進する。 ◇市民が参加しやすい透明性の高い運営を行う。 ◇市民が主体的に活動に参加できる機会をつくる。 ◇子供及び若者育成の重要性について理解し、活動に取り組む。 ◇女性の参加や参画の拡大に取り組む。 ◇市民活動に参加する人材の交流を促進する。